

第474回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 4 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年6月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	樋口直喜	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	川口知子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	新 井 計 男
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 己	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿 沼 映 生	副主幹	宮 本 晃 宏
副事務局長	小野寺 雅 樹	主 査	岩 崎 達 矢
主 幹	松 本 貴 紀		

10 都 市 計 画 部 都 市 計 画 課 職 員

職	氏 名	職	氏 名
主 任	大 泉 将 大		

11 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年6月28日第474回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

12 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 渋 谷 武

委 員 川 目 是 英

委 員 時 田 重 雄

1 3 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書5月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計6件、11筆、5,170.24㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計13件、17筆、5,198.11㎡である。農地改良届については、合計8件、12筆、6,816㎡である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計2件、2筆、93㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計7件、35筆、30,235㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計12件、71筆、52,890㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数5件、筆数9筆、面積7,776㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から5番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番、5番について、譲受人は高齢だが家族構成はどうか。」との発言があった。

事務局は「整理番号4番、5番ともに子が後継ぎであり共に耕作している。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から5番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数5件、筆数11筆、面積5,512㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から5番については、許可できない場

合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。6月15日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在32歳である。農業従事日数は150日、約65アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン2台、田植機1台、籾摺機1台、乾燥機1台、農業用自動車1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申請地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から5番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について

原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 1 件、筆数 1 筆、面積 8 8 5 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 3 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数14件、筆数16筆、面積7,542㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について報告する。6月21日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は昭和55年2月に設立され、土木工事、建築工事を主な業務としている。近年の業務の好調に伴い、工事資材、重機、車両の置場が不足している状況である。申請地は既存の資材置場の近くにあるため、新しく資材置場を設置するには適地と考え、申請に至ったものである。申請地には、工事資材、重機、車両を保管する計画である。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。また、排水設備はない計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号9番について報告する。6月26日に

農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。目的は資材置場に使用のための申請である。譲受人は平成11年6月に設立し、土木工事、解体工事を主な業務としている。創業当初は年間30件ほどの工事件数だったが、近年は、年間400件程度の受注を受けている。そのため、宅地造成工事に必要な資材を保管する置場が不足している。申請地は関越自動車道と圏央道のインターチェンジにアクセス可能なため、資材置場を新設するには適地と考え、申請に至ったものである。

申請地にはコンクリートブロック、砂利、土、砂、単管パイプを保管する予定である。周囲をコンクリートブロックなどで囲み、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画である。また、排水設備はない計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号9番について、雨水対策は自然浸透だが大丈夫なのか。」との発言があった。

事務局は「河川課と協議しているため大丈夫と考える。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、案内図では出入口が狭く見えるが大きな車両の出入りは大丈夫なのか。」との発言が

あった。

事務局は「出入口は約6.6mであり、車両が通るには十分であると考え。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

川越都市計画生産緑地地区の変更案における農地に係る意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、川越市長から生産緑地法施行規則第1条に基づき、生産緑地地区の変更案に係る申請地が、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているかについて農業委員会の意見を求められているものである。今回意見を求められている申請地は、合計7筆である。

この申請地は、都市計画課において事前に現地の確認や申請者に利用状況の聞き取りを行うなど、現に農業の用に供されている農地と判断した土地である。なお、事務局では、申請

地に転用の届出がなされていないこと及び申請者が農家台帳に
記載されていることを確認している。また、5月22日から5月29日
まで、農業委員及び事務局がすべての申請地を確認し、農地に該当
すると認められることを確認した。以上のことから、本件照会に係
る申請地については、生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に
該当していると認められると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に
該当していると認められる。」と意見することで採決に入る旨を告げ、
賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、原案どおり意見することに決定する。

14 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第474回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

15 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和5年7月5日

議長 石川 秀夫

委員 渋谷 武

委員 川目 是英

委員 時田 重雄
